

船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示の一部改正について

平成19年4月
安全基準課

1. 背景・目的

船舶は、船舶安全法第4条第1項の規定により、その航行する水域に応じて無線電信等を備え付ける義務があり、A2水域（主に本邦の陸岸から150海里程度の海域）を航行する船舶は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の規定に基づき、MF無線電話及びVHF無線電話を備えることとなっています。

このうち、総トン数100トン未満の船舶等については、一般通信用無線電信等（常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものとして告示（船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示）で定めるもの）がMF無線電話の代替設備として認められており、現在、一般通信用無線電信等の一つとして、800MHz帯及び1.5GHz帯で運用する陸上移動局の無線電話（携帯電話・自動車電話）が定められています^注。

それらの周波数帯のものに加え、2001年10月以降、2.0GHz帯の携帯電話が運用されており、運用当初はその使用できる範囲が限られていましたが、現在では、800MHz帯及び1.5GHz帯で運用する携帯電話・自動車電話と同様、本邦沿岸の大部分で利用可能となっています。また、2.0GHz帯の携帯電話の普及は著しく、現在約9千万台利用されている携帯電話のうち半数以上を占めています。

こうした状況の変化を踏まえ、2.0GHz帯で運用する携帯電話を、一般通信用無線電信等として認められる無線設備として追加することを検討しています。

注：携帯電話がMF無線電話の代替として認められるのは、限定沿海区域又は平水区域を航行する船舶に限られます。

2. 改正の概要

船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示に、2.0GHz帯で運用する陸上移動局の無線電話を加えることを検討しています。

3. 改正のスケジュール（予定）

公布： 5月

施行： 公布の日から